

第1回 救急業務に携わる職員の 教育のあり方に関する作業部会

次 第

日時：平成25年9月17日（火）
9時30分～11時30分
場所：メルパルク東京

1 開 会

2 あいさつ

消防庁 審議官 武田 俊彦

3 委員紹介

4 議 題

- (1) 救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会検討項目について
 - ア. 救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方
 - イ. 救急隊員の生涯教育のあり方
 - ウ. 通信指令員の救急に係る教育のあり方
- (2) 救急業務実施基準別表の見直し検討（救急車に備える資器材）
- (3) その他

5 閉 会

【配布資料】

- ・資料2 作業部会構成員名簿
- ・資料3 平成25年度作業部会 第1回検討資料
- ・資料4 作業部会において目標とする成果物（事務局案）
- ・資料5 救急業務実施基準別表見直し（事務局案）
- ・参考資料1 救急隊員の資格を有する職員の教育のあり方について（通知）
- ・参考資料2 口頭指導に関する実施基準の一部改正等について（通知）
- ・参考資料3 救急業務実施基準別表（現行）

平成25年度 救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会（構成員）

※各班五十音順、○印は班長

作業部会長

横 田 順一朗 （市立堺病院 副院長）

救急救命士の教育のあり方検討班

大 极 隆 （千葉県消防局警防部救急課長）
小 林 一 広 （東京消防庁救急部救急指導課長）
高 橋 浩 （久留米広域消防本部救急防災課救急主幹）
田 邊 晴 山 （救急救命東京研修所教授）
平 川 正 隆 （消防大学校教務部教務課助教授）
菩 提 寺 浩 （札幌市消防局警防部救急課長）
水 谷 朋 之 （一般財団法人救急振興財団審議役）
○山 口 芳 裕 （杏林大学医学部救急医学教授）

救急隊員の教育のあり方検討班

○浅 利 靖 （弘前大学大学院医学研究科救急災害医学教授）
石 坂 敏 明 （東京消防庁救急部参事兼救急管理課長）
栗 岡 由 樹 （神戸市消防局警防部救急課長）
玉 川 進 （旭川医療センター 病理診断科医長）
左 博 之 （船橋市消防局救急課課長補佐）

通信指令員の救急に係る教育のあり方検討班

○坂 本 哲 也 （帝京大学医学部教授）
名 取 正 暁 （横浜市消防局警防部司令課長）
林 靖 之 （大阪府済生会千里病院救命救急センター 副センター長）
三 浦 弘 直 （東京消防庁警防部副参事（指令担当））
毛 内 昭 彦 （藤沢市消防局警防室警防課通信指令担当主幹）

オブザーバー

坂 本 昌 也 （消防庁消防・救急課課長補佐）
辻 友 篤 （厚生労働省医政局指導課救急医療専門官）
平 中 隆 （横浜市消防局警防部救急課長）

平成25年度 「救急業務実施基準」(救急資器材)に関する見直し検討WG(構成員)

※五十音順、○印はWG長

- 大 极 隆 (千葉県消防局警防部救急課長)
- 栗 岡 由 樹 (神戸市消防局警防部救急課長)
- 小 林 一 広 (東京消防庁救急部救急指導課長)
- 高 橋 浩 (久留米広域消防本部救急防災課救急主幹)
- 田 邊 晴 山 (救急救命東京研修所教授)
- 左 博 之 (船橋市消防局救急課課長補佐)
- 平 中 隆 (横浜市消防局警防部救急課長)
- 菩 提 寺 浩 (札幌市消防局警防部救急課長)
- 山 口 芳 裕 (杏林大学医学部救急医学教授)

(事務局)

- 定 岡 由 典 (消防庁救急企画室)
- 草 野 正 孝 (消防庁救急企画室)
- 渡 部 和 也 (消防庁救急企画室)
- 上 西 昭 雄 (消防庁救急企画室)

平成25年度
救急業務に携わる職員の
教育のあり方に関する作業部会

第1回 検討資料

平成25年9月17日
消 防 庁

作業部会の位置付け

平成25年度 救急業務のあり方に関する検討会

★救急業務の高度化★

- ICT等の活用
 - ・情報通信端末活用の実態継査
 - ・ビデオ喉頭鏡のフォローアップ調査

★救急と医療の連携★

- 「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」の具体的な運用や改善状況等のフォローアップ調査
 - ・実施基準のフォローアップ調査

★応急手当の普及促進★

- 応急手当の普及促進
 - ・新しい救命講習の実態調査

救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会

★救急救命士の教育強化体制★

- ・指導的立場の救急救命士について

★救急隊員等の教育強化体制★

- ・教育体制の充実強化について

★指令員の教育強化体制★

- ・通信指令員に必要な具体的な教育について

救急業務実施基準検討WG

- ◎別表の見直し検討
(車載資器材の見直し)

【参考】平成24年度作業部会の検討内容とアウトプット

救急業務のあり方に関する検討会

教育に関する作業部会

- ・救急救命士の教育のあり方
- ・救急隊員の教育のあり方
- ・通信指令員の救急に係る教育のあり方

検討班設置(3班)

救急救命士班

- ・指導救命士のあり方
(要件・養成方法等)
- ・救急ワークステーション 等

救急隊員班

- ・生涯教育のあり方
- ・必要な教育(内容・
時間) 等

通信指令員班

- ・指令員教育のあり方
- ・必要な教育内容
- ・口頭指導要領 等

・報告書の策定
(あり方検討会)

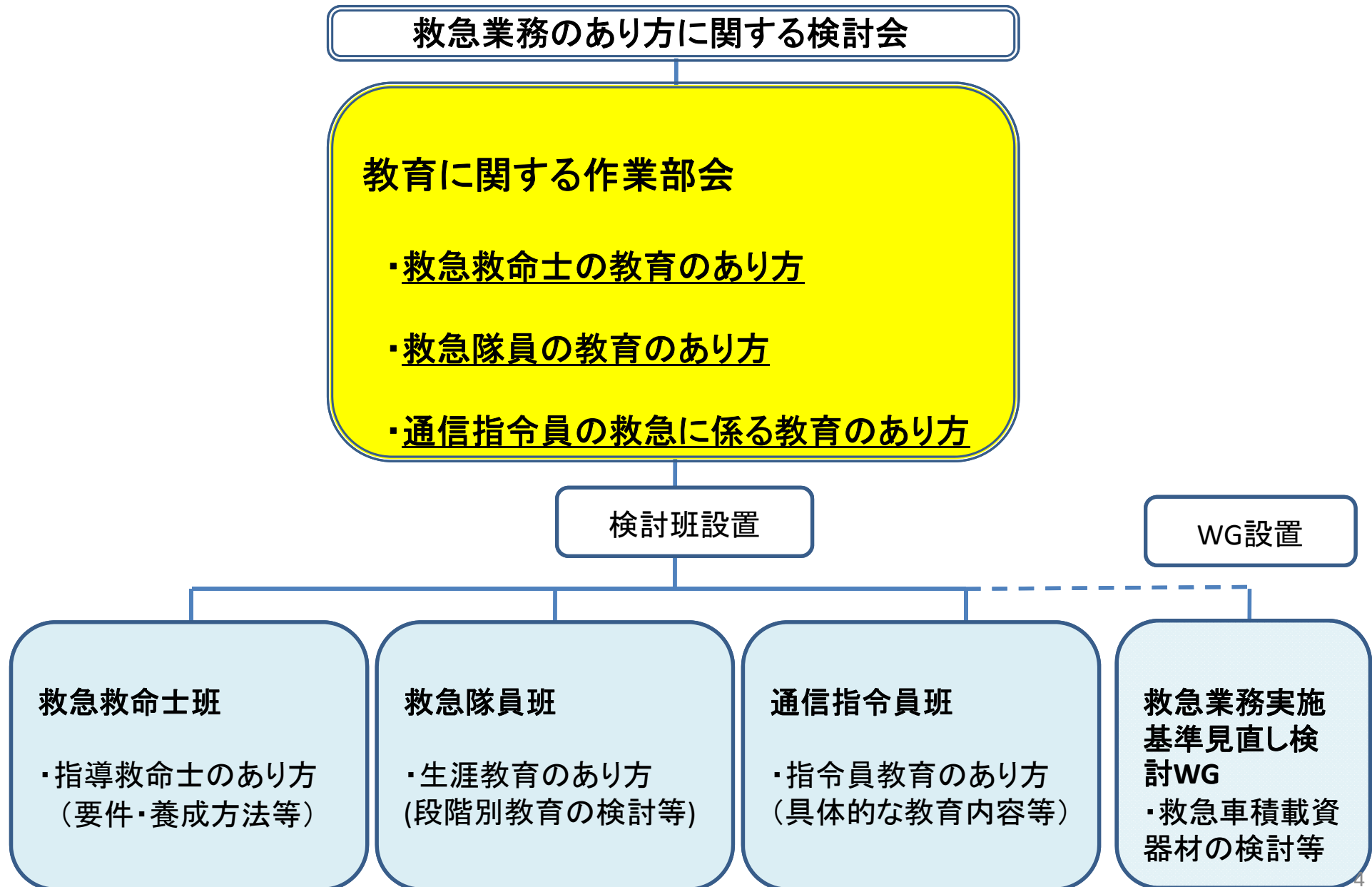
・通知発出
(救急隊員教育)
(口頭指導要領等)

平成24年度
救急業務のあり方に関する
検討会報告書

平成25年3月
消防庁



今年度における作業部会の体制



救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方

教育に係る現状と課題

★救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方検討

現状 (24年度報告書より)

- ・救急救命士の増加に伴い、再教育に係る人的・財政的負担も増加している
- ・このような中、救命士が他の救命士を指導する体制の構築が急務となっている
- ・既に116消防本部においては、指導的立場の救命士の運用が開始されている

昨年度作業部会での検討結果

- ◎指導的立場の救急救命士の必要性、役割、求められる救命士像
- ◎指導的立場の救急救命士の要件
- ◎指導的立場の救急救命士の養成 等



報告書: 指導的立場の救急救命士の要件(案)などの提示

課題 (24年度報告書より)

- ・指導的立場の救命士の「要件」の確定や、「養成カリキュラム」の策定、集合研修を含む「育成方策」の検討など、消防本部の規模に関わらず体制構築ができるよう、全国展開に向けた議論が進められる必要がある
- ・また、指導的立場の救命士の意見等が全国に反映できるよう、「活躍の場」の創設などが望まれる

救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方

今年度検討事項

※作業部会内に班を設けて
検討を行う(救命士班)

◎指導的立場の救急救命士について

- ・指導的立場の救急救命士の要件
- ・ // の養成に係る検討(カリキュラム・集合研修等)等
- ・ // のインセンティブ(呼称・認定制度)等
- ・ // の全国展開に向けたメリット(活躍の場の創設等)

目指すアウトプット

◎指導的立場の救急救命士の育成に向けて要件等の提示

(要件、養成カリキュラム、養成方法、業務内容、インセンティブの内容等)



関係通知の発出 / あり方検討会報告書

集合研修課程の創設(救急振興財団等)

救急隊員の生涯教育 のあり方

教育に係る現状と課題

★救急隊員の生涯教育のあり方

現状 (24年度報告書より)

- ・救急隊員教育については救急救命士の再教育と異なり、必要な教育項目や教育時間等が国から示されておらず、各消防本部の規模や体制により様々である
- ・教育訓練の年間計画の設定割合が、消防本部の規模が小さいほど低いなど、本部によって状況に違いがあることが明らかとなっている
- ・消防本部の規模に関わらず一定の質が担保された教育が実施されるよう検討が必要である

昨年度作業部会での検討結果

- ◎救急隊員に必要な教育内容、教育時間、具体的なカリキュラム
- ◎e-ラーニングのあり方
- ◎新任隊員や小隊長など、レベルに応じた教育の必要性 等



通知発出:「救急隊員の資格を有する職員の教育のあり方について」

(※参考資料1参照)

課題 (24年度報告書より)

- ・検討したレベル別の教育やe-ラーニングについて、救急隊員の効果的な生涯教育のあり方として引き続き検討を行い、教育カリキュラムの策定やe-ラーニングのコンテンツのあり方など、実施に向けた具体的な検討を行う必要がある

救急隊員の生涯教育のあり方

※作業部会内に班を設けて
検討を行う(救急隊員班)

今年度検討事項

◎救急隊員の習熟度に合わせて教育カリキュラムの検討

- ・新任隊員
- ・一般救急隊員(兼務含む)
- ・小隊長(代行含む)

◎e-ラーニングを活用した救急隊員教育コンテンツの検討

- ・教育コンテンツの開発など全国統一的な教育カリキュラムの検討

目指すアウトプット

◎体系的な教育方針として提示(教育指針等の策定)

◎検討したe-ラーニングコンテンツの提示(次年度に向けて)



教育指針の策定・関係通知の発出・あり方検討会報告書

e-ラーニングコンテンツの提示

通信指令員の救急に係る 教育のあり方

教育に係る現状と課題

★通信指令員の救急に係る教育のあり方

現状

(24年度報告書より)

- ・救急需要の増大に比例し、救急に関連した119番通報件数も増加傾向にある
- ・「救命の連鎖」における通信指令員による「口頭指導」の重要性も増している
- ・口頭指導を始め通報時の緊急度判定など、医学的知識の習得が不可欠である
- ・全国の消防本部をみても救急に係る指令員教育は進んでいない現状がある
- ・救急に係る教育とそれを基に実施される最新の口頭指導プロトコルが必要

昨年度作業部会での検討結果

- ◎最新の医学的見地に基づいた口頭指導プロトコルの検討
- ◎通信指令員に必要な救急に係る教育カリキュラムの検討



通知発出:「口頭指導に関する実施基準の一部改正等について」
(新口頭指導プロトコル・通信指令員に対する講習項目の提示)

(※参考資料2参照)

課題

(24年度報告書より)

- ・今回示した救急に係る講習項目について、各消防本部での実施に向けては引き続き具体的かつ詳細な教育内容について検討し、示す必要がある

通信指令員の救急に係る教育のあり方

今年度検討事項

※作業部会内に班を設けて
検討を行う(通信指令員班)

◎通信指令員に対する救急に係る教育

- ・昨年度示した指令員教育の実施に向けた具体的な教育内容
- ・通信指令員の救急に係るインセンティブ等の検討(呼称等)
- ・「緊急度判定体系検討会(指令員への教育)」との整合

目指すアウトプット

◎教育内容の提示

- ・教材の策定(通信指令員の救急に係る教育用教材として)



教材の策定

関係通知の発出

あり方検討会報告書

救急業務実施基準別表※の見直し検討

※救急自動車に備える資器材

現 状 と 課 題

★救急車に備える資器材について

現 状

- ・救急業務実施基準(昭和39年)別表において、救急車に備える資器材が示されているところ
- ・これまで、救急隊員の処置範囲拡大等に合わせて、資器材についても、随時、追加されてきた(最終的には平成3年の応急処置の範囲拡大により一部改正)
- ・その後、救急業務の高度化やICTの導入などにより、新たな資器材の検討や、今ある資器材の整理・削除等の検討が必要となっている

昨年度の検討結果

※作業部会WGにて検討

- ◎救急車に備える資器材について、新たな資器材等の検討
- ◎ // 整理・削除すべき資器材の検討



※結果：(継 続 検 討)

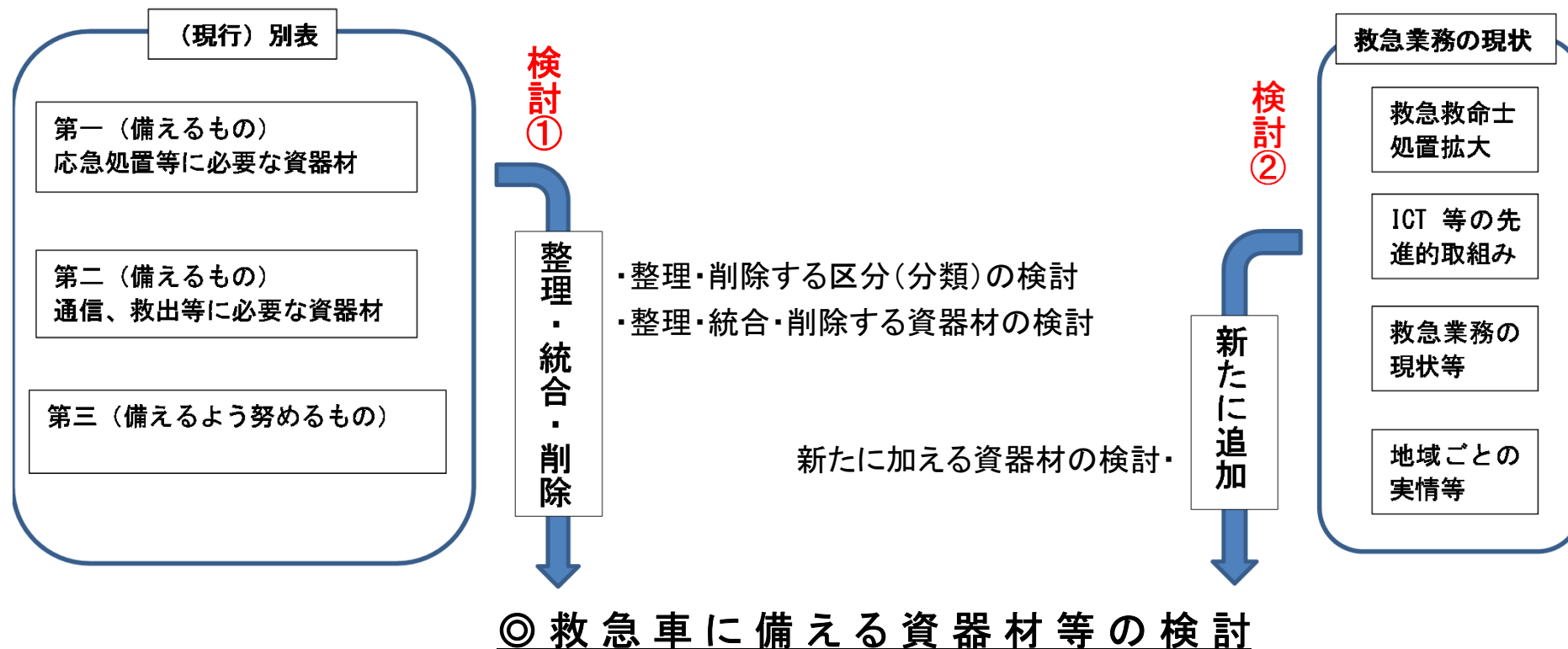
(※資料5、参考資料3参照)

課 題

- ・昨年度検討した内容について、引き続き消防本部の規模や地域の実情に応じた資器材や、医学的見地からの検討も合わせて実施していく必要がある

検討班(WG)における検討事項(案)

今年度検討事項



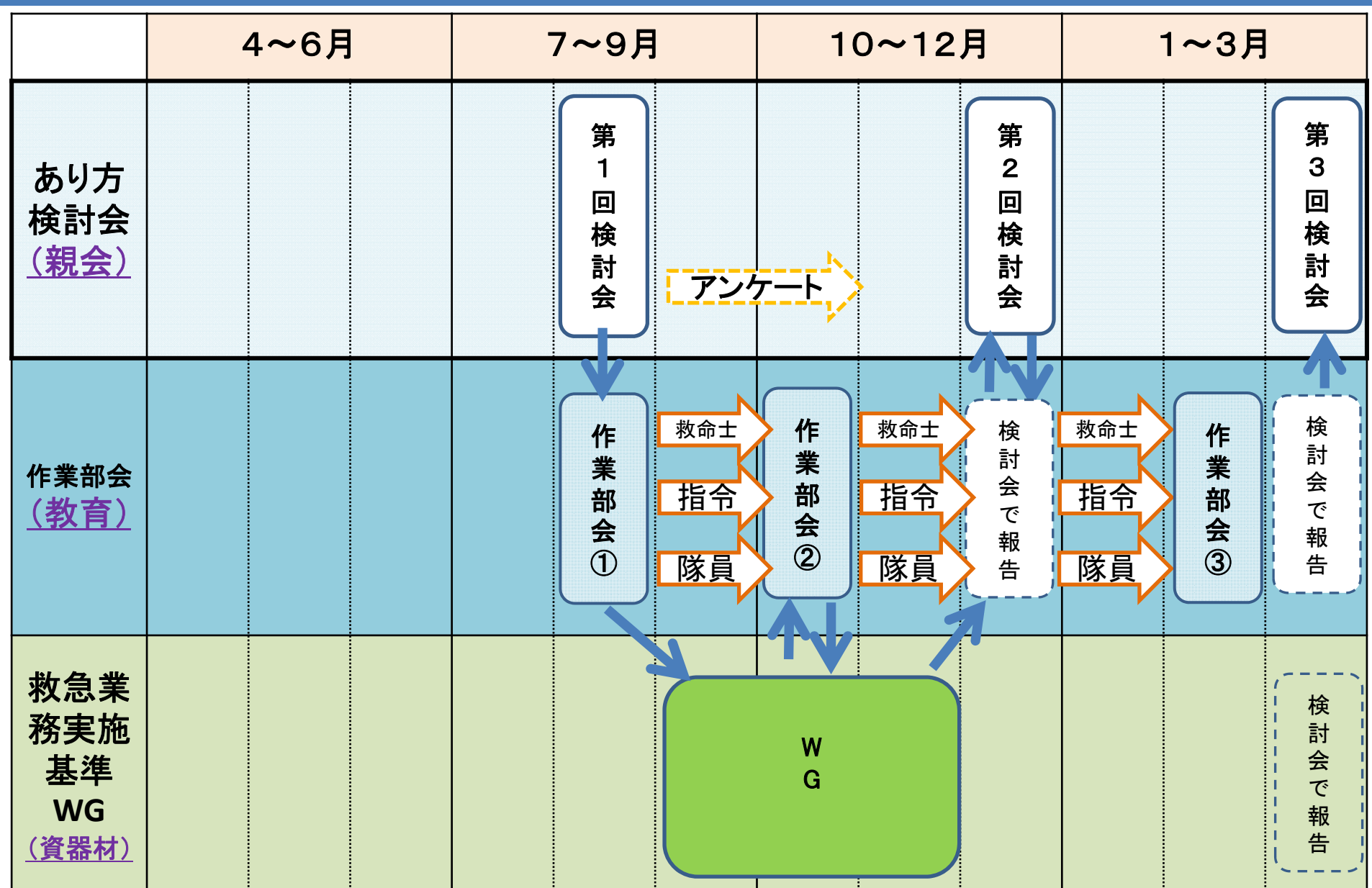
目指すアウトプット

救急業務実施基準(別表)の改正

あり方検討会報告書

今後のスケジュール(案)

今後のスケジュール（案）



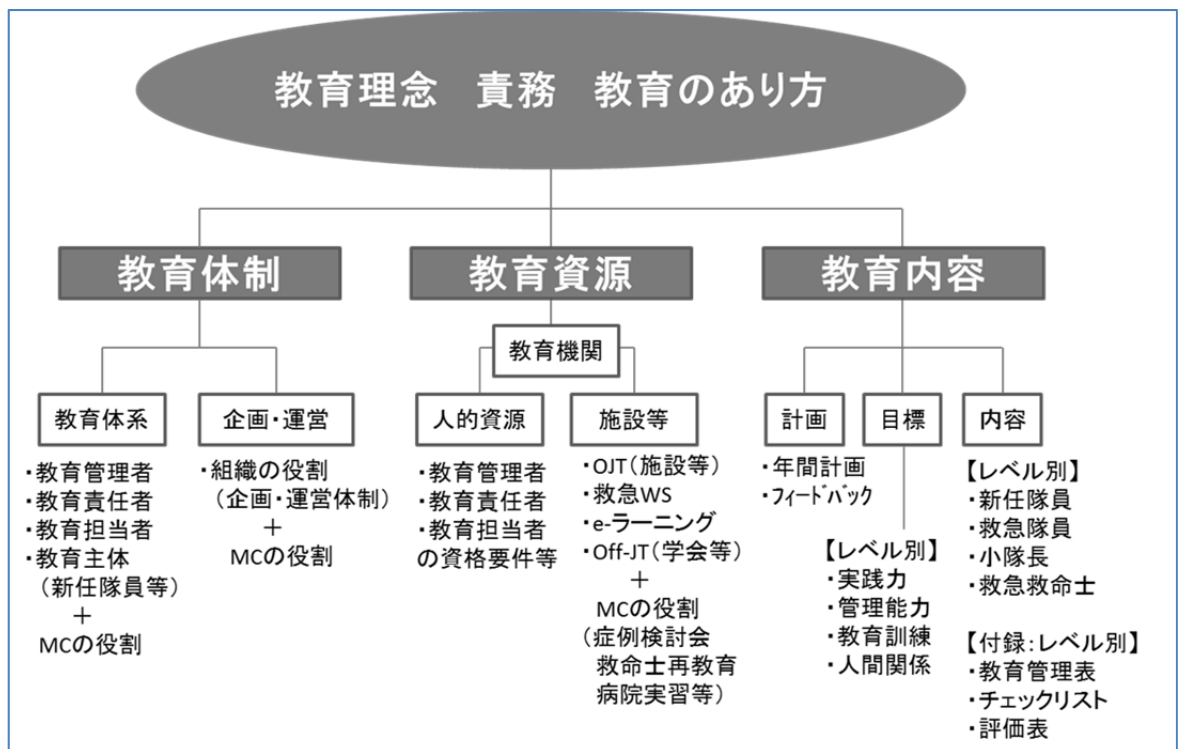
※教育作業部会については第2回あり方検討会までに具体的な内容が盛り込めるよう検討を進める

25年度あり方検討会作業部会 目標とする成果物（案）

成果物 1 体系的な教育指針の策定

平成 24、25 年度に検討した救急救命士、救急隊員、通信指令員それぞれの検討結果を「救急隊員生涯教育の指針（仮称）」として体系的にまとめ、指針として示すことで、今後の各消防本部での救急隊員生涯教育の充実を図る。

【救急隊員生涯教育の指針（構成案）】



* 構成の詳細については別紙 1 参照

成果物 2 通信指令員のための救急教材の策定

各消防本部における通信指令員の救急に係る教育を推進するため、教育に必要な「通信指令員に対する救急に関する教育教材」を策定する。

* 構成の詳細については別紙 2 参照

『救急隊員生涯教育の基準（仮）』 全体基本構成（事務局案）

1. はじめに
 - (1) 背景等 *救急業務を取り巻く背景、生涯教育の必要性、重要性など
 - (2) 本指針で用いる用語
2. 基準の活用方法
 - (1) 指針の構成 *基準の構成内容の説明など
 - (2) 組織としての活用方策
 - (3) 教育指導者としての活用方策
 - (4) 受講者としての活用方策
3. 教育理念
 - *成人教育のあり方、理念など
4. 教育関係者の責務
 - (1) 都道府県の責務
 - *通知等（消防学校の活用など）
 - (2) 消防長の責務
 - *救急業務実施基準（教育訓練を行うよう努めるなど）
 - *通知等（年間教育計画の策定など）
 - (3) 教育管理者の責務
 - *接遇、安全管理など救急業務管理を含む教育への取組
 - (4) 隊員自身の責務
 - *生命に携わる者としての責務（教育担当者・新任隊員）
5. 救急隊員教育のあり方
 - (1) 教育体制
 - ア. 教育体系
 - *教育管理者、教育責任者、教育担当者、教育主体（新任隊員等）
 - イ. 企画・運営
 - *組織による企画・運営体制の例
 - ウ. MC の役割
 - (2) 教育資源
 - ア. 教育機関
 - *消防機関、医療機関（救急WS含む）、消防大学校、救急振興財団など
 - イ. 人的資源
 - *教育管理者、教育責任者、教育担当者の役割等
 - ウ. 施設等
 - *OJT、救急WS、e-ラーニング、Off-JT（全国救急隊員シンポ、各種学会等）
 - (3) 教育内容
 - ア. 計画と振り返り
 - *年間教育計画の策定と振り返り
 - イ. 目 標
 - *習熟度に応じた目標の設定、個人目標の設定（年間目標）
 - ウ. 内 容
 - *習熟度に応じた教育内容の提示
 - エ. 振り返り・評価
 - *振り返りの実施、ポートフォリオ等を活用した評価（自己評価・指導者評価）

【添付資料】習熟度別教育管理表、チェックリスト、指導者用ガイドブック、評価表など策定予定

通信指令員に対する救急に関する教育教材（事務局案）

【総論】

- 1 救急業務の現状
 - (1) 救急搬送件数の推移と将来推計
 - (2) 救急蘇生統計
- 2 救急医療体制
 - (1) 初期・二次・三次救急医療機関
 - (2) 消防法改正による消防と医療の連携（搬送と受入れの実施基準）
 - (3) ドクターカー、ドクターヘリ 等
- 3 救急隊の現場活動
 - (1) 救急業務の定義
 - (2) 救急隊員の行う応急処置等
 - (3) 救急救命士と救急救命処置（特定行為含む）
 - (4) メディカルコントロール体制
 - ア オンラインメディカルコントロール
 - イ オフラインメディカルコントロール
- 4 救急業務における通信指令員の役割
 - (1) 通報から救急隊到着までの対応の重要性（「救命の連鎖」）
 - (2) 応急手当の救命効果

【各論】

- 1 救急医学概論
 - (1) 救急指令管制に必要な解剖・生理（死戦期呼吸、心停止直後のけいれん等）
 - (2) 救急蘇生ガイドライン
 - (3) 心停止に移行しやすい病態

ア 急性心筋梗塞	イ 脳血管障害
ウ 呼吸器疾患	エ アレルギー（アナフィラキシー）
オ 窒息	カ 高エネルギー外傷
 - (4) 心肺蘇生法
 - ア 胸骨圧迫の重要性
 - イ 人工呼吸の意義
 - (5) AED
 - ア 電気ショックの適応・不適応の心電図
 - イ AEDの性能
 - ウ 電気ショック後の対応要領
 - (6) その他の口頭指導対象病態
 - ア 気道異物
 - イ 出血
 - ウ 熱傷
 - エ 指趾切断
- 2 救急指令
 - (1) 救急通報聴取要領
 - ア 救急通報に係る接遇
 - イ 緊急度・重症度識別（ドクターカー等を早期に要請するための識別）
 - ウ 通報者から聞き取るキーワードから想定すべき病態（死戦期呼吸、心停止直後のけいれん 等）
 - (2) 口頭指導
 - ア 口頭指導の定義
 - イ 口頭指導に関する通知等
 - ウ 口頭指導要領
 - エ 模擬トレーニング（シミュレーション訓練）
 - (3) 救急隊等への情報伝達
- 3 口頭指導の質の管理
 - (1) 口頭指導の事後検証

救急業務実施基準別表見直し（案）

（旧）

別表第一（備えるもの（応急処置等に必要な資器材））
 別表第二（備えるもの（通信、救出等に必要な資器材））
 別表第三（備えるよう努めるもの）



（新）

別表第一（備えるもの）
 別表第二（備えるよう努めるもの）

○ 別表の統合・整理内容

・（旧）別表第一

・（新）別表第一

分類	品名	整理内容	分類	品名	整理内容
観察用資器材	体温計 検眼ライト		観察用資器材	体温計 検眼ライト <u>血圧計</u> <u>聴診器</u> <u>血中酸素飽和度測定器</u> <u>心電図モニター</u>	旧別表第三から統合 旧別表第三から統合 旧別表第三から統合 旧別表第三から統合
呼吸・循環管理用資器材	自動式人工呼吸器一式 手動式人工呼吸器一式 心肺蘇生用背板 酸素吸入器一式 吸引器一式	内容整理 新別表第二へ	呼吸・循環管理用資器材	手動式人工呼吸器一式 酸素吸入器一式 吸引器一式 <u>気道確保用資器材一式</u> <u>喉頭鏡</u> <u>マギール鉗子</u> <u>自動体外式除細動器一式</u>	<u>備考 1 参照</u> 旧別表第三から統合 旧別表第三から統合 旧別表第三から統合 <u>備考 2 参照</u>
創傷等保護用資器材	副子 三角巾 包帯 ガーゼ ばんそうこう 止血帯 タオル		創傷等保護用資器材	<u>創傷用資器材一式</u> <u>固定用資器材一式</u>	<u>備考 3 参照</u> <u>備考 4 参照</u>
保温・搬送用資器材	担架 まくら 敷物 保温用毛布 雨おおい	削除 分類変更	保温・搬送用資器材	担架 保温用毛布 雨おおい	
消毒用資器材	噴霧消毒器 その他の消毒器 各種消毒薬	統合 統合	感染防止・消毒用資器材	<u>感染防止資器材一式</u> <u>消毒用資器材一式</u>	<u>備考 5 参照</u> <u>備考 6 参照</u>
その他の資器材	氷のう・水まくら 臍帯クリップ はさみ（一組） ピンセット（一組） 手袋 マスク	品名見直し 整理 品名見直し 整理統合 整理分類変更	その他の資器材	<u>冷却用資器材</u> <u>分娩用資器材一式</u> <u>はさみ</u> <u>救急バック</u> <u>在宅療法継続用資器材一式</u> <u>トリアージタグ</u>	品名見直し <u>備考 7 参照</u> 品名見直し 旧別表第二から統合 <u>備考 8 参照</u> 新たに追加

	膿盆 汚物入 手洗器 洗眼器	整理統合削除 整理分類変更 削除 新別表第二へ			
			通信用資器材	車載無線機 携帯電話等	旧別表第二から統合 旧別表第三から統合
その他必要と認められる資器材			その他必要と認められる資器材		
備考 自動式人工呼吸器一式には、自動式人工呼吸器、開口器、舌紺子、舌圧子、エアウェイ、バイトブロック、酸素吸入用鼻孔カテテル及び酸素ポンペを含むものとし、手動式人工呼吸器一式及び酸素吸入器一式に含まれる資器材と重複するものは共用できるものとする。			備考 1 気道確保用資器材一式には、経鼻エアウェイ、経口エアウェイ、バイトブロック等を含むものとする。 2 自動体外式除細動器は、半自動体外式除細動器とし、心電図波形の確認及び解析時期の選択が可能なものとする。 3 創傷用資器材一式には、三角巾、包帯、ガーゼ、ばんそうこう、止血帯、タオル、アルミシート、固定用テープ、膿盆等の創傷被覆を行うにあたり必要な資器材を含むものとする。 4 固定用資器材一式には、副子、頸椎固定補助器具、脊椎損傷用担架、全身固定器具一式を含むものとする。 5 感染防止資器材一式には、ディスポーザブル手袋、ディスポーザブルマスク、N-95 マスク、感染防止衣、ゴーグル、腕カバー、靴カバー、敷物等を含むものとする。 6 消毒用資器材一式には、消毒薬及び各種消毒器等を含むものとする。 7 分娩用資器材一式は、臍帯クリップを含む分娩に必要な資器材をいう。 8 在宅療法継続用資器材には、医療機関に搬送するまでの間において、在宅療法を継続するために必要な資器材な資器材とし、地域の実情に応じて備えるものとする。		

・(旧)別表第二⇒(新)別表第一及び(新)別表第二に統合・整理の状況

分類	品名	備考
通信用資器材	車載無線機	新別表第一に標記
救出用資器材	救命浮輪 救命綱 万能斧	新別表第二に標記 新別表第二に標記 新別表第二に標記
その他の資器材	保安帽 救急かばん 警笛 懐中電灯	第8条の個人装備に含まれるもの 新別表第一に標記 削除 品名整理し新別表第二に標記
その他必要と認められる資器材		

・(旧) 別表第三

・(新) 別表第二

分類	品名	整理内容	分類	品名	整理内容
観察用資器材	血圧計 聴診器 血中酸素飽和度測定器 心電計	新別表第一へ 新別表第一へ 新別表第一へ 新別表第一へ	観察用資器材		
呼吸・循環管理用資器材	経鼻エアウェイ 喉頭鏡 マギール鉗子 ショックパンツ 自動式心マッサージ器 半自動式除細動器 輸液・薬剤セッター式 リンク [®] アルマスク・ツウエイチーフ [®] 等	新別表第一へ 新別表第一へ 新別表第一へ 新別表第二へ 新別表第二へ 新別表第一へ 統合し、新別表第二へ 統合し、新別表第二へ	呼吸・循環管理用資器材	救急救命処置用資器材一式 自動式人工呼吸器一式 ショックパンツ 自動式心マッサージ器 心肺蘇生用背板 呼気二酸化炭素測定器具 ビデオ喉頭鏡	旧別表第三から整理 統合 備考1参照 備考2参照 旧別表第三から統合 旧別表第三から統合 備考3参照 旧別表第一から 新たに追加 新たに追加
			感染防止用資器材	汚物入	旧別表第一から
通信用資器材	心電図伝送装置 自動車電話	新別表第二へ (心電図伝送機器) 新別表第一へ (携帯電話等)	通信用資器材	心電図伝送等送受信機器 情報端末等(通信機能あり)	品名整理備考4参照 新たに追加
その他の資器材	在宅療法継続用資器材	新別表第一へ	その他の資器材	洗眼器 リングカッター 懐中電灯等	旧別表第一から 新たに追加 旧別表第二から
			救出用資器材	救命浮輪 救命綱 万能斧	旧別表第二から 旧別表第二から 旧別表第二から
その他必要と認められる資器材			その他必要と認められる資器材		
備考	自動式心マッサージ器及び心電図伝送装置は、地域の実情に応じて備えるものとする。		備考	1 救急救命処置用資器材一式は、救急救命士法施行規則(平成三年八月十四日厚生省令第四十四号)第二十一条に定める救急救命処置に必要な資器材一式を含むもの。 2 自動式人工呼吸器一式には、自動式人工呼吸器及び酸素ポンプ等を含むものとし、地域の実情に応じて備えるものとする。 3 自動式心マッサージ器は、地域の実情に応じて備えるものとする。 4 心電図伝送等送受信機器は、地域の実情に応じて備えるものとする。	